

使用済燃料から分離した核燃料物質の国外移転について

令和4年7月13日

原子力機構敦賀廃止措置実証本部

ふげん使用済燃料を海外の再処理工場において再処理した際に分離したプルトニウムを再処理した国の再処理事業者へ譲渡することについて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条に規定する譲渡しの制限の除外要件のどの号が該当するのか。

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条 九.「発電用原子炉設置者が核燃料物質を輸出する場合」に該当します。

譲渡したプルトニウムが平和利用されることをどのように担保するのか。

- ふげん使用済燃料をフランスで再処理することについて、2022年6月15日、日仏政府間で締結された、使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する交換公文(以下、「交換公文」と言う)において、両国政府は、原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定(以下、「フランスとの原子力の平和的利用協力協定」と言う)及び原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定(以下、「欧州原子力共同体との原子力平和的利用協力協定」と言う)に言及するとともに、両国が当事国の適用のある国際協定及びそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って、『使用済燃料の再処理から生ずるプルトニウムは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用される。』ことを確認しています。
- 「欧州原子力共同体との原子力平和的利用協力協定」では、譲渡するプルトニウムについて、第三条1(協定の対象品目)、第七条(平和的利用)、第八条(国際原子力機関及びユーラトムによる保障措置)、第九条(再移転)、第十一条(防護)が適用されます。「フランスとの原子力の平和的利用協力協定」においても同様の内容が適用されます。
- 2022年6月24日付け締結した原子力機構とオラノ・リサイクル社間の使用済燃料の輸送及び再処理に係る履行契約(以下、「履行契約」と言う)は、「交換公文」の交換を受け、具体的な輸送・再処理の工程等について事業者間で合意した内容を確認するものであり、本「履行契約」では、『再処理により回収されるプルトニウムは、平和利用のみに供することを前提に、日本以外の第三者が使用するためにオラノ・リサイクル社に移転する。』こととしています。
- 以上より、「交換公文」、「フランスとの原子力の平和的利用協力協定」、「欧州原子力共同体との原子力平和的利用協力協定」、「履行契約」により、譲渡するプルトニウムは平和利用されることが担保されます。

以上

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第十章 原子力事業者等に関する規制等

(譲渡し及び譲受けの制限)

第六十一条 核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の製錬事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
- 二 加工事業者が製錬事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
- 三 試験研究用等原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の試験研究用等原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
- 四 発電用原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の発電用原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
- 五 再処理事業者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者、使用者若しくは他の再処理事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
- 六 廃棄事業者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、使用者若しくは他の廃棄事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
- 七 使用者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から第五十二条第一項の許可（第五十五条第一項の許可を含む。）を受けた種類の核燃料物質を譲り受ける場合
- 八 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物資使用者が第五十二条第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質を譲り渡し、若しくは譲り受ける場合又はこれらの者からこれらの核燃料物質を譲り受け、若しくはこれらの者にその核燃料物質を譲り渡す場合
- 九 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、使用者又は国際規制物資使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合
- 十 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等が、第

十二条の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の認可を受けた廃止措置計画（第十二條の七第四項又は第六項（これらの規定を第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

十一 第六十一條の九の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

項目	日仏原子力協定	日ユーラトム原子力協定
核物質の移転	<p>第一条 相互協力の方法</p> <p>1 両締約国政府は、この協定に従い、両国における原子力の平和的利用を促進し及び開発するため、次の方法で協力する。</p> <p>(c) 各締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、原子力の平和的利用に必要な資材(特に原料物質及び特殊核分裂性物質)、設備、施設その他の物を、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に供給し又はこれらから受領することができる。その供給又は受領に関する条件は、関係する締約国政府又は者の間の合意により事例ごとに定める。</p>	<p>第三条 1 協定の対象品目</p> <p>1 日本国とユーラトムとの間において移転される核物質は、その移転が直接であると第三国を経由してであるとを問わず、供給締約者が受領締約者に対し予定される移転を書面により通告した場合であって、当該核物質がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約者でない場合にあっては当該受領者が受領締約者の領域的管轄の下にある認められた者であることを受領締約者が書面により確認するときに限り、かつ、当該核物質が受領締約者の領域的管轄に入る時から、この協定の適用を受ける</p>
平和的利用	<p>第二条 資材、設備及び施設の平和的利用の確保等</p> <p>この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備、施設及び機微な技術、この協定に基づいて移転された機微な技術に基づく設備及び施設並びに<u>回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用される。</u></p>	<p>第七条 平和的利用</p> <p>2 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに<u>回収され、又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。</u></p>
IAEA保障措置	<p>第二条のA 資材、設備及び施設の平和的利用の確保等</p> <p>1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、 (b)フランス共和国政府の管轄の下では、フランスにおける保障措置の適用に関しフランス共和国政府、欧州原子力共同体及び機関の間に締結された協定に基づいて機関の適用する保障措置の対象とされる。</p>	<p>第八条 国際原子力機関及びユーラトムによる保障措置</p> <p>2 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され、又は副産物として生産された核物質には、次に規定する保障措置が適用されるものとする。 (b)ユーラトムの域内においては、<u>ユーラトム条約に基づくユーラトムの保障措置及び場合に依じてユーラトムの加盟国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。）に関する保障措置協定、英国に関する保障措置協定又はフランスに関する保障措置協定に基づく国際原子力機関の保障措置。</u></p>
核物質防護措置	<p>第三条 保障措置の適用に関する国際原子力機関との協定</p> <p>この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関し、<u>適切な防護の措置が、最小限この協定の附属書Aに定める水準において、維持される。</u></p>	<p>第十一条 防護</p> <p>1 日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され、又は副産物として生産された核物質について、各自の採用した基準（少なくとも附属書Cに定める水準の防護を確保するものに限る。）に従って<u>防護の措置をとる。</u></p>
フランスから第三国への移転	<p>第四条 国際原子力機関の保障措置が適用されていない場合の供給締約国政府の権利等</p> <p>2 この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備、<u>この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質並びにこの協定に基づいて移転された設備又は施設を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質は、次の保証を得られない場合において、供給締約国政府の事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄外に移転され又は再移転されない。</u></p> <p>(a)その移転先において<u>平和的非爆発目的にのみ使用されること。</u></p> <p>(b)核物質について、その移転先において<u>機関による保障措置が適用されること。</u></p> <p>(c)核物質について、その移転先においてこの協定の附属書Aに定める水準の<u>防護の措置がとられること。</u></p>	<p>第九条 再移転</p> <p>1 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに<u>回収され、又は副産物として生産された核物質は、附属書Bに定める条件が満たされることについての保証を受領締約者が適切な方法によって得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約者の書面による事前の同意があるときを除くほか、受領締約者の領域的管轄の外（供給締約者の領域的管轄内を除く。）に再移転してはならない。</u></p> <p>附属書B</p> <p>再移転される品目が受領国である第三国において<u>平和的非爆発目的にのみ使用されること。</u></p> <p>受領国である第三国が非核兵器国である場合には、当該第三国におけるすべての核物質について<u>国際原子力機関による保障措置の適用が現在および将来にわたってあること。</u></p> <p>核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において<u>当該核物質について国際原子力機関による保障措置の適用があること。</u></p> <p>核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において当該核物質について<u>適切な防護の措置（少なくとも附属書Cに定める水準でなければならぬ。）が維持されること。</u></p> <p>この附属書Bに定める条件と同等のものが満たされることについての保証を他の国から得ることなしに、再移転される品目が受領国である第三国から当該他の国に更に再移転されることのないこと。</p>